



先物取引に係る雑所得等の説明書

税 務 署

この説明書は……先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある方のために用意したもので、先物取引に係る雑所得等の税額の計算及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の計算や申告書付表の書き方を説明してあります。

1 先物取引の範囲

この説明書において先物取引とは、次の商品先物取引と有価証券先物取引等のことをいいます。

- (1) **商品先物取引とは**……平成13年4月1日以後に行う商品取引所法第2条第6項又は同条第7項に規定する商品市場において行われる同条第8項第1号ホに定められている先物取引をいいます。
- (2) **有価証券先物取引等とは**……平成16年1月1日以後に行う証券取引法第2条第17項（有価証券先物取引）、同条第18項（有価証券指数等先物取引）及び同条第19項（有価証券オプション取引）に定められている取引をいいます。

2 先物取引に係る雑所得等の課税の特例

先物取引をし、かつ、先物取引の決済（商品先物取引による商品の受渡し及び有価証券先物取引等による有価証券の受渡しが行われることとなるものを除きます。以下「差金等決済」といいます。）をしたことによる事業所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」といいます。）については、他の所得と区分して15%（平成14年分までは20%）の税率による分離課税の方法により所得税が課税されます。

ただし、有価証券先物取引等の差金等決済に係る雑所得等については、平成16年分以後の所得税について、同様の分離課税の方法が適用されます。

3 先物取引の差金等決済による雑所得等の金額

先物取引の差金等決済による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、次の区分に応じて計算します。

- (1) 先物取引に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、先物取引に係る雑所得の金額から差し引きます。
- (2) 先物取引に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、先物取引に係る事業所得の金額から差し引きます。

(注) 先物取引の差金等決済による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の所得から差し引くこと（損益通算）はできません。

4 先物取引に係る課税雑所得等の金額の計算

課税される先物取引に係る雑所得等の金額は、先物取引に係る雑所得等の金額から、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の適用があるときには、一定の方法によりこれ

らの繰越控除を行った後、所得控除額を差し引いた残額(以下「先物取引に係る課税雑所得等の金額」といいます。)です。

※ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除については、次の5で説明しています。

5 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除とは、平成15年1月1日以後に商品先物取引の差金等決済をしたことにより生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合には、一定の要件の下で、その損失の金額を翌年以後3年間にわたり繰り越し、その繰り越された年の先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、一定の方法により、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上差し引くことができるというものです。

なお、平成16年1月1日以後に有価証券先物取引等の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額については、平成16年分以後の所得税について適用されます。

(1) 先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは……

この繰越控除の対象となる「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」とは、平成15年1月1日以後に商品先物取引の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額のうち、その差金等決済をした日の属する年分の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上差し引いてもなお差し引ききれない部分の金額をいいます。

なお、平成16年1月1日以後に有価証券先物取引等の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額については、平成16年分以後の所得税について適用されます。

(2) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の方法は……

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除は、次の順序により行います。

- ① 先物取引の差金等決済に係る損失の金額が前年以前3年内の2以上の年分に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額から順次差し引きます。
- ② 雑損失の繰越控除を行う場合には、まず、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を行った後、雑損失の繰越控除を行います。

(3) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けるために必要な手続は……

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けるためには、先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分について、該当事項を記載した「平成 年分の所得税の 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」及び「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」(いずれも税務署に用意しています。)を添付した確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書(上記の申告書付表等を含みます。)を提出しなければなりません。

(4) 使用する申告書は……

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受ける場合に使用する申告書は、原則として、申告書Bと申告書第三表(分離課税用)ですが、次のいずれかに該当する場合は、申告書Bと申告書第四表(損失申告用)を使用します。

- ① その年の先物取引に係る雑所得等以外の所得金額が赤字の場合
- ② 雑損失控除額をその年の所得金額から控除すると赤字になる場合
- ③ 先物取引の差金等決済に係る損失以外の繰越損失額をその年の所得金額から控除すると赤字になる場合

「平成 年分の所得税の 申告書付表〔先物取引に係る繰越損失用〕」の書き方

平成 15 年分の所得税の確定申告書付表〔先物取引に係る繰越損失用〕

提出用

住所 〔又事業所事務所居所など〕は所	フリガナ 氏名	〒 000-0000 国 税 太 郎
〇〇市△△町X-X-X-X		

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → (事業所得用・雑所得用)

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	△ 250,000	円
--------------------	---	-----------	---

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A 一年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	②	—	円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (①と②のいずれか低い方の金額)	③	—	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (① - ③)	④	△ 250,000	
B 一年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑤	—	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (④と⑤のいずれか低い方の金額)	⑥	—	
	翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑤ - ⑥)	⑦	—	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (④ - ⑥)	⑧	△ 250,000	
C 一年 (前年)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑨	—	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑧と⑨のいずれか低い方の金額)	⑩	—	
	翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑨ - ⑩)	⑪	—	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (⑧ - ⑩)	⑫	△ 250,000	

3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A 年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑬	—	円
	本年分で差し引く雑損失の額	⑭	—	
B 年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑯	—	
	本年分で差し引く雑損失の額	⑰	—	
C 年 (前年)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑱	—	
	本年分で差し引く雑損失の額	⑲	—	

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (⑫ - ⑮)	⑲	△ 250,000	円
先物取引に係る雑所得等の金額 (上の①の金額)	⑳		
本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (① - ㉑)	㉒		
翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪)	㉓		
翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪ + ㉑)	㉔	250,000	

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑳金額を転記してください。なお、その金額が赤字の場合には、先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の取引の内訳から赤字の取引を転記してください。(損失の発生した取引の内訳)

先物取引の種類	決済年月日	損失の金額
〇〇	15.6.6	150,000
△△	15.9.5	400,000

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑦の金額を転記してください。

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑪の金額を転記してください。

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の①が赤字の場合に、前年の②の金額を転記してください。

前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

※ 雑損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得の順で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。

前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の㉑(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの㉒)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の㉓(申告書第四表(損失申告用)は「4繰越損失を差し引く計算」欄の㉔)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の㉔(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉕)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の㉕(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉖)に転記してください。また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の㉖及び「その他」欄の㉗(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの㉘及び「4繰越損失を差し引く計算」欄の㉙)に「0」を書いてください。

左の「平成 年分の所得税の 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」の記載例は、次の設例によっています。

【設 例】

- ・平成 15 年分の所得 総合課税の所得金額の合計額3,804,000 円
- 先物取引に係る雑所得等の金額(雑所得)△250,000 円
- ・所得から差し引かれる金額1,804,000 円

○ 申告書第三表(分離課税用)「所得金額」欄の記載例

	先物取引	②								0
--	------	---	--	--	--	--	--	--	--	---

○ 申告書第三表(分離課税用)「その他」欄の記載例

他	先物取引	②									0
	本年分の②欄から差し引く繰越損失額翌年以後に繰り越される損失の金額	③									250000

○ 申告書第三表(分離課税用)「税金の計算」欄の記載例

税 金 の 計 算	総合課税の合計額	⑨									3804000	
	※申告書B第一表の⑨欄の金額を転記してください。											
	所得から差し引かれる金額	⑲										1804000
	※申告書B第一表の⑲欄の金額を転記してください。											
	課税される所得	⑩	対応分	⑥⑤								2000000
		⑭⑮	対応分	⑥⑥								000
	⑯⑰	対応分	⑥⑦								000	
	⑱⑳	対応分	⑥⑧								000	
	㉑	対応分	⑥⑨								000	

※ 申告書第三表(分離課税用)又は申告書第四表(損失申告用)の記載方法

1 申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」、及び「その他」欄(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」、「4 繰越損失を差し引く計算」及び「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄)の記載方法

(1) 本年分の先物取引に係る雑所得等の金額が黒字の場合

申告書第三表(分離課税用)の②、⑲及び⑳欄(申告書第四表(損失申告用)は④、⑮及び⑰欄)には、申告書付表の③、④及び⑤の金額を転記します。

(2) 本年分の先物取引に係る雑所得等の金額が赤字の場合

申告書第三表(分離課税用)の⑳欄(申告書第四表(損失申告用)は⑰欄)には、申告書付表の⑥の金額を転記します。

また、申告書第三表(分離課税用)の⑲及び㉑欄(申告書第四表(損失申告用)は④及び⑮欄)には、「0」を書きます。

2 申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」の「課税される所得金額」欄の記載方法

(1) 申告書第三表(分離課税用)の⑨から⑲を差し引いた金額が黒字の場合

申告書第三表(分離課税用)の⑩欄には、申告書第三表(分離課税用)の⑨から⑲を差し引いた金額を書き、また、申告書第三表(分離課税用)の⑱欄には、申告書第三表(分離課税用)の⑲から㉑を差し引いた金額を転記します。

(2) 申告書第三表(分離課税用)の⑨から⑲を差し引いた金額が赤字の場合

申告書第三表(分離課税用)の⑩欄には、他に分離課税の所得がない場合は、申告書第三表(分離課税用)の⑨と⑲の合計額から⑲と㉑を差し引いた金額を書きます(赤字の場合は記入の必要はありません)。

なお、申告書第三表(分離課税用)の⑩欄には、記入の必要はありません。

(注) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除は、平成15年1月1日以後に行う商品先物取引の差金等決済に係る損失の金額及び平成16年1月1日以後に行う有価証券先物取引等の差金等決済に係る損失の金額について適用されます。